

Press Release



厚生労働省
和歌山労働局発表
平成26年8月29日

担
当

和歌山労働局 労働基準部
健康安全課長 北田典之
課長補佐 福田真二
電話 073-488-1151
FAX 073-475-0113

和歌山県内における定期健康診断の結果について

平成25年の有所見率は、54.3%と前年より0.6ポイント上昇

常時50人以上の労働者を使用する事業場における平成25年の定期健康診断の結果、何らかの健診項目に所見を有する労働者の割合は、和歌山県では54.3%（前年比+0.6ポイント）、全国平均は53.0%（前年比+0.3ポイント）であった。

現在の集計方法となった平成10年以降で見ると、和歌山県では平成18年以降、毎年50%を超え、また、全国平均を上回る状態が続いている。（別添資料1～3）

有所見率の高い健診項目は、血中脂質33.2%、血圧18.1%、肝機能15.6%であり、いずれも全国平均を上回っている。特に、血圧の有所見率が、平成18年以降、全国平均を大幅に上回る状態が続いている。

血圧の有所見率が高いことについて、和歌山労働局労働衛生指導医である和歌山県立医科大学衛生学教室の宮下和久教授は、「本県は、事業場における労働者の年齢が相対的に高いことが考えられるが、一方で、他の全国調査において、本県が他の都道府県と比べて高血圧の割合が高いとの報告もあり、職域のみならず県下の地域における減塩等の食生活の改善、生活習慣の見直しに向けた一層の取組が求められる。」と話している。

都道府県労働局に、労働衛生指導医を置く。労働衛生指導医は、労働衛生に関し学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命する。（労働安全衛生法 第95条(抄)）

厚生労働省では本年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と定めたところである。（別添資料4）

和歌山労働局においても、健康診断の実施と健診実施後の事後措置の徹底等について、重点的に指導することとしている。

定期健康診断有所見率・健診項目別有所見率の推移（平成21～25年）

全国平均

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
何らかの健診項目に所見があった者の割合(有所見率)	52.3%	52.5%	52.7%	52.7%	53.0%

(注1)平成25年:定期健康診断結果報告書提出事業場 112,328事業場、受診者数 13,262,069人、有所見者数 7,031,313人

(注2)労働者数50人以上の事業場に定期健康診断結果報告書の提出が義務付けられている。

健診項目別の有所見率

健診項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
聴力検査(1000Hz)	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%
聴力検査(4000Hz)	7.9%	7.6%	7.7%	7.7%	7.6%
聴力検査(その他)	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%
胸部X線検査	4.2%	4.4%	4.3%	4.3%	4.2%
喀痰検査	1.8%	2.0%	1.7%	2.2%	1.9%
血圧	14.2%	14.3%	14.5%	14.5%	14.7%
貧血検査	7.6%	7.6%	7.6%	7.4%	7.5%
肝機能検査	15.5%	15.4%	15.6%	15.1%	14.8%
血中脂質検査	32.6%	32.1%	32.2%	32.4%	32.6%
血糖検査	10.0%	10.3%	10.4%	10.2%	10.2%
尿検査(糖)	2.7%	2.6%	2.7%	2.5%	2.5%
尿検査(蛋白)	4.2%	4.4%	4.2%	4.2%	4.2%
心電図検査	9.7%	9.7%	9.7%	9.6%	9.7%

定期健康診断有所見率・健診項目別有所見率の推移（平成21～25年）

和歌山県

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
何らかの健診項目に所見があった者の割合(有所見率)	54.6%	54.5%	55.7%	53.7%	54.3%

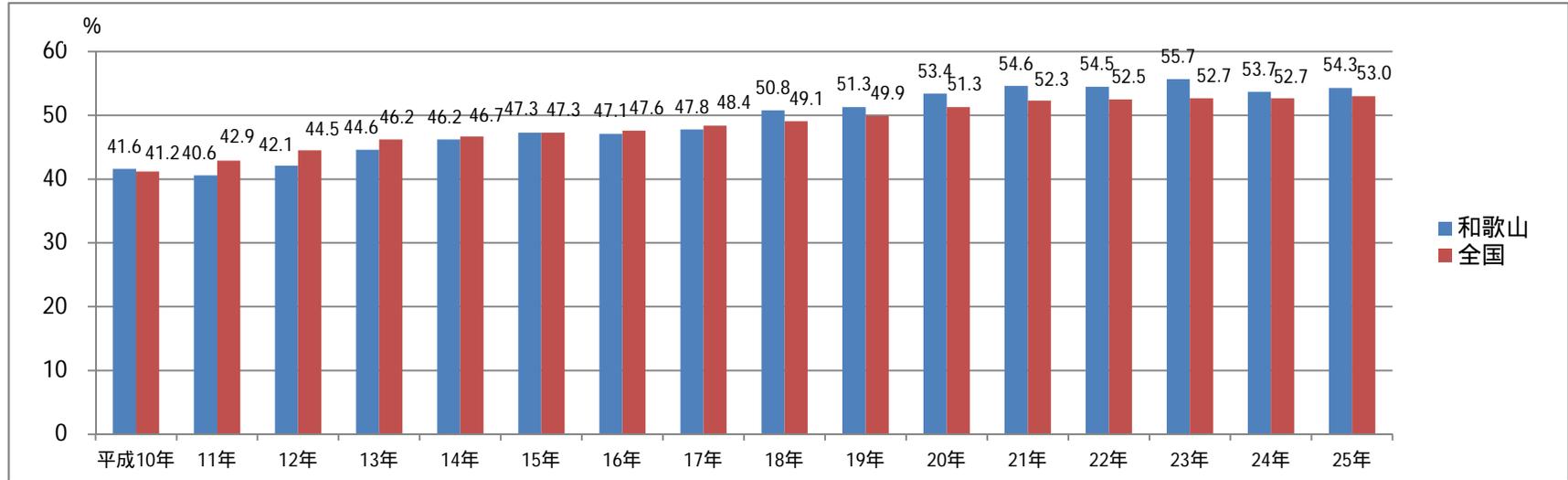
(注1)平成25年:定期健康診断結果報告書提出事業場 682事業場、受診者数 72,900人、有所見者数 39,554人

(注2)労働者数50人以上の事業場に定期健康診断結果報告書の提出が義務付けられている。

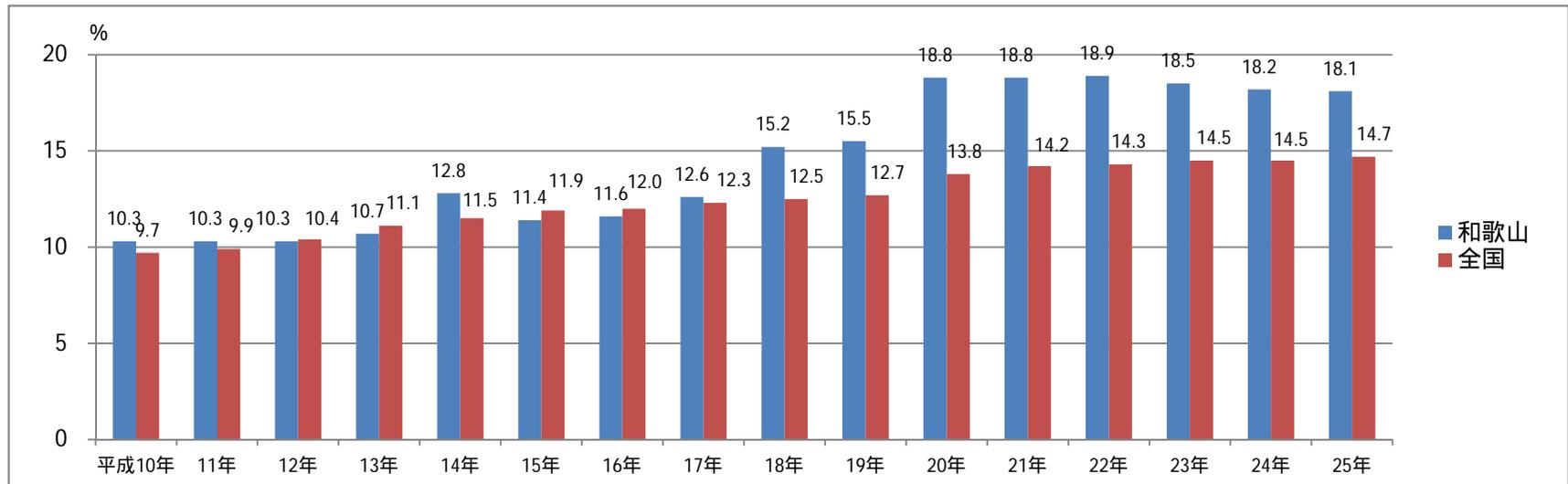
健診項目別の有所見率

健診項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
聴力検査(1000Hz)	4.8%	4.7%	4.8%	5.0%	4.9%
聴力検査(4000Hz)	10.0%	9.7%	10.2%	9.6%	9.7%
聴力検査(その他)	0.4%	0.2%	0.4%	0.2%	0.4%
胸部X線検査	3.9%	3.8%	3.7%	3.4%	3.7%
喀痰検査	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
血圧	18.8%	18.9%	18.5%	18.2%	18.1%
貧血検査	8.6%	8.9%	8.6%	8.2%	8.2%
肝機能検査	16.2%	16.3%	17.0%	16.3%	15.6%
血中脂質検査	32.5%	32.7%	32.9%	33.6%	33.2%
血糖検査	8.7%	9.0%	9.9%	9.2%	9.2%
尿検査(糖)	3.1%	3.0%	3.2%	2.9%	2.7%
尿検査(蛋白)	5.9%	6.7%	5.5%	4.9%	5.8%
心電図検査	8.6%	9.3%	9.2%	8.3%	9.2%

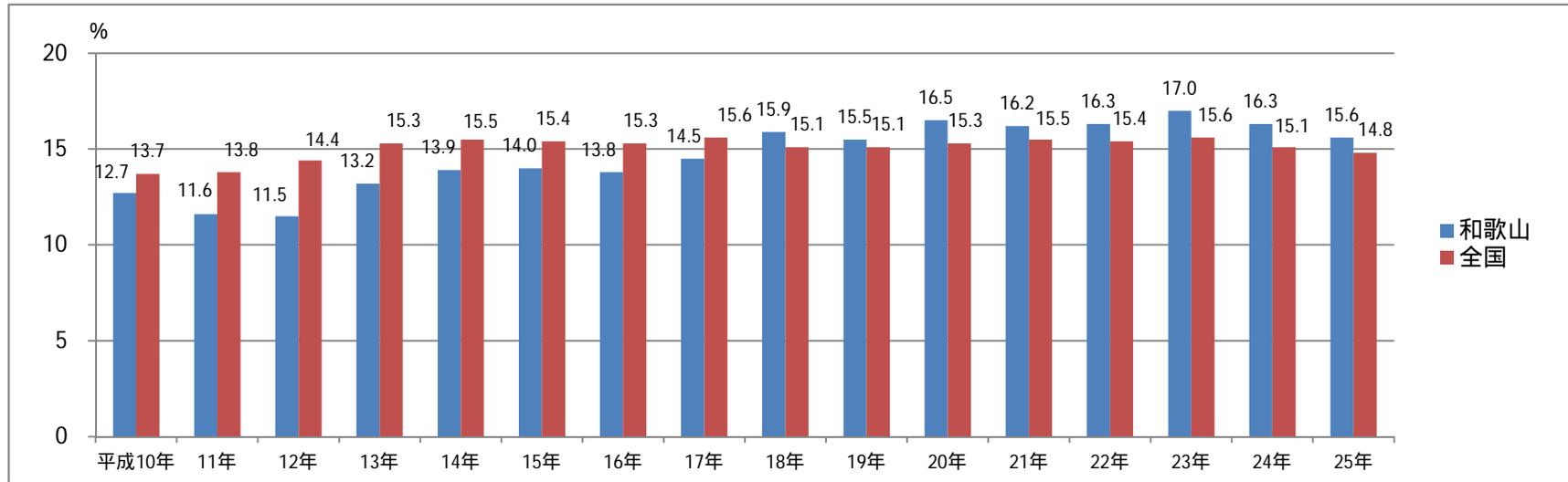
何らかの健診項目に所見があった者の割合(有所見率)の推移(平成10年～25年)



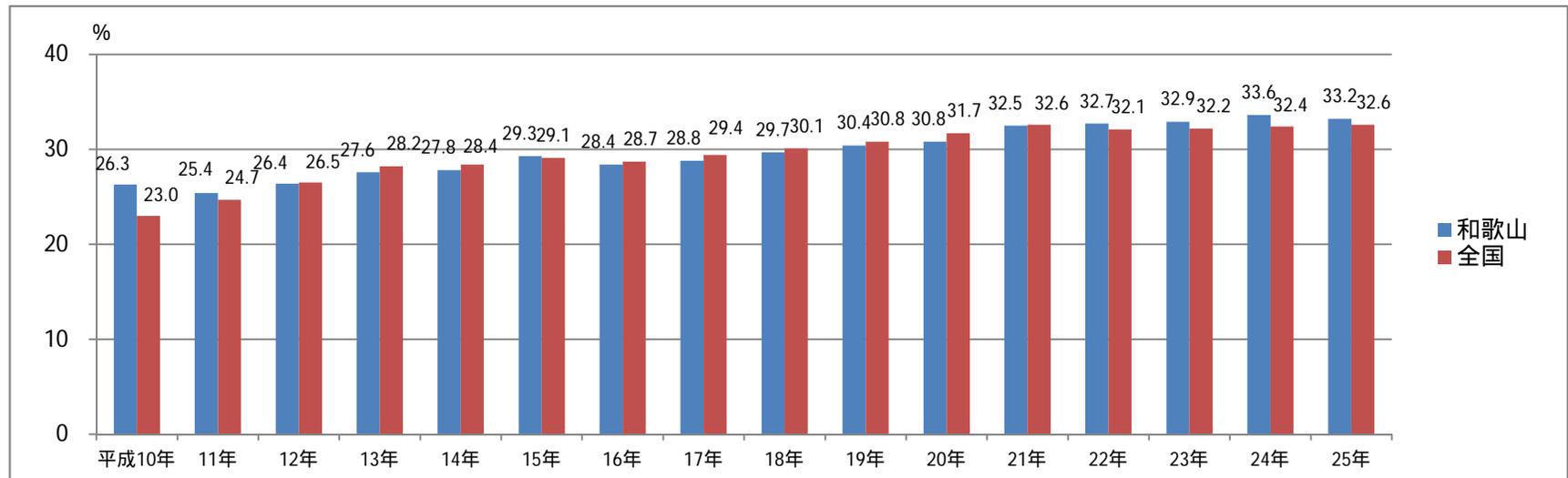
血圧に所見があった者の推移(平成10年～25年)



肝機能に所見があった者の推移(平成10年～25年)



血中脂質に所見があった者の推移(平成10年～25年)



「職場の健康診断強化月間」の取組について

取組の趣旨

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2014 において、「健診受診率の向上」が目標として掲げられた。その達成のため、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底し、労働衛生週間準備期間である 9 月を職場の健康診断強化月間と位置づけ、集中的・重点的な指導を行うこととした。

期間

平成 26 年 9 月 1 日～30 日（全国労働衛生週間準備月間）

取組の内容

1 事業場に対する集団指導、個別指導等について

（１）対象事業場

- ア 強化月間中に実施を予定している安全衛生関係に係る全ての集団指導の対象事業場
- イ 強化月間中に実施を予定している全ての個別指導の対象事業場

（２）指導等の重点事項

指導等に当たっては、以下の事項を重点的に行うこと。

- ア 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- イ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ウ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- エ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2 事業場に対する周知について

1 の取組のほか、以下のように様々な機会を活用し、健康診断及び事後措置の実施に係る周知や指導等を行うこと。

- （１）局署の窓口において、事業者の来訪等あらゆる機会を捉え、周知を行うこと。
- （２）産業保健活動総合支援事業において事業場に対する支援を行う際に、事業者に対する周知を行うよう、産業保健総合支援センターに協力を求めるなどの連携に努めること。
- （３）労働災害防止団体や、労使関係団体及び自治体等に協力を要請し、事業者等への周知啓発を推進すること。